

7月12日から8月22日までの市民部所管の施設及び事業等について

1 文化施設等（市民文化会館、芸能劇場、公会堂、スイングホール、吉祥寺美術館、松露庵、吉祥寺シアター、かたらいの道市民スペース、商工会館市民会議室）

(1) 開館時間

- ・原則 20 時（松露庵は従前どおり 17 時）閉館とし、当該期間中の夜間区分の新規貸出停止を継続する。
- ・夜間区分で予約済みの貸出がある場合には、予約者への自粛の呼びかけ（施設使用料の全額還付の案内）を行った上で、なお貸出を希望する場合には、貸出部分のみの最小限の開館とする。

(2) 利用条件

- ・施設貸出については、定員の 50%以下での開催を要請する。これからの変更が難しい場合には、感染症対策を徹底させた上で、主催者の判断に委ねる。
- ・当該期間中を対象とする新規利用受付は施設定員の 50%とする。
- ・レインボーサロンについては、飲食を伴う使用の受付中止を継続する。

(3) 貸出のキャンセル

- ・予約済みの貸出について、当該期間中の貸出をキャンセルする場合（午前・午後の区分を含む）には、使用料を全額還付する。

(4) 主催事業等

- ・当該期間中の文化事業団の主催事業等は、チケットは定員の 50%の販売かつ 21 時まで終了予定であり、原則予定どおり実施する。これに伴い、引き続き希望者へのチケット払い戻しには応じる。
- ・貸館で行われる事業については、主催者の判断によるものとする。

2 コミュニティセンター

- ・原則として 20 時での閉館を継続する。
- ・コミュニティ協議会主催事業については、引き続き感染症対策を徹底するものとし、実施可否や規模縮小・延期等の判断は個別に行う。
- ・施設貸出については、これまでの利用条件を基本的に継続し、マスク着用・手指消毒・換気・互いの距離確保等の感染症対策を徹底する。

3 市民活動推進課の相談事業

- ・行政相談（毎月第 2 木曜日に実施）は、総務省東京行政評価事務所の通知に基づき中止する。（総務省東京行政評価事務所より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、行政相談を中止とする旨の通知があった。）
→ 7 月 8 日（木）の行政相談を中止とした。